令和８年度

栃木市議会報告会資料



栃　木　市　議　会

目　次

テーマ：議会・議員活動について

今回の報告内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

常任委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

議員研究会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

議会改革の歩み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

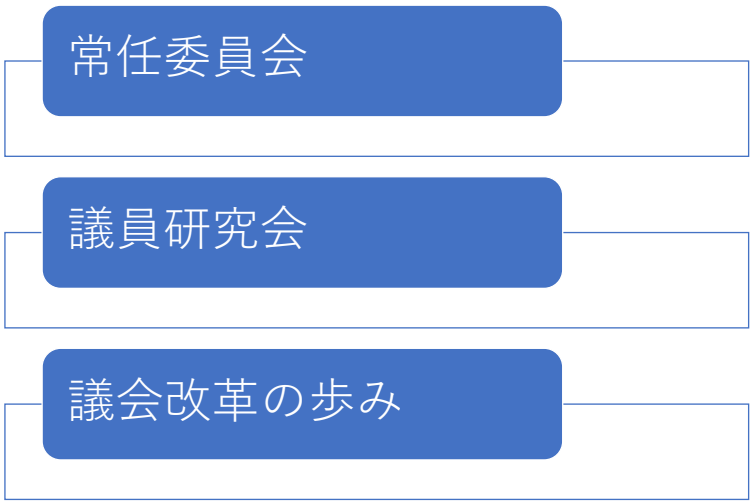
おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

議会・議員の活動について

令和８年度　栃木市議会報告会

令和８年度　栃木市議会報告会では、議会・議員の活動についてご説明します。

今回の報告内容



今回は、数多くの議会・議員の活動のうち、常任委員会・議員研究会・議会改革の歩みの３つを取り上げご説明いたします。

常任委員会

作　成　担　当　委　員



針谷　正夫　議員



船田　美香　議員



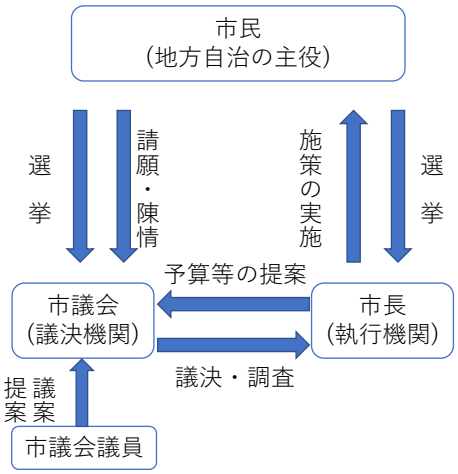
宮本　陽介　議員

はじめに

議会の仕組み

栃木市をより住み良いまちにするには、市民全員で話し合って決定することが好ましい。しかし、市民全員が集まることは困難であるため、市民の代表を選挙で選び、市民の代表として市民の声を市政に反映させるのが市議会議員です。

市民は、市議会議員と市長を選挙により選びます。
市議会議員は市議会（議決機関）を構成し、市長（執行機関）が市政を行うのに必要な予算や条例などについて、審議し議決します。
一方、市長は、市議会で議決されたこと基づいて、実際に市政を進めていきます。（二元代表制）



まずはじめに常任委員会の説明の前に、議会の仕組みから説明します。
栃木市を住み良いまちにするには、市民全員で話し合って決めることが好ましいですが、市民全員が集まって話し合うことは困難です。
そのため市民の代表を選挙で選び、市民の代表として市民の声を市政に反映させるのが、私達市議会議員です。
また、市民は市議会議員と市長を選挙で選び、市議会議員は議決機関である市議会を構成し、執行機関である市長が市政を行うのに必要な予算や条例などについて、審議し議決します。
一方、市長は市議会で議決されたことに基づき、市政を進めていきます。これがニ元代表制です。

つづいて

本会議と委員会

本会議とは、議員全員が議場に集まり、提案したり、質問したり、話し合ったりした上で、議会としての意思決定を行う会議です。


本会議

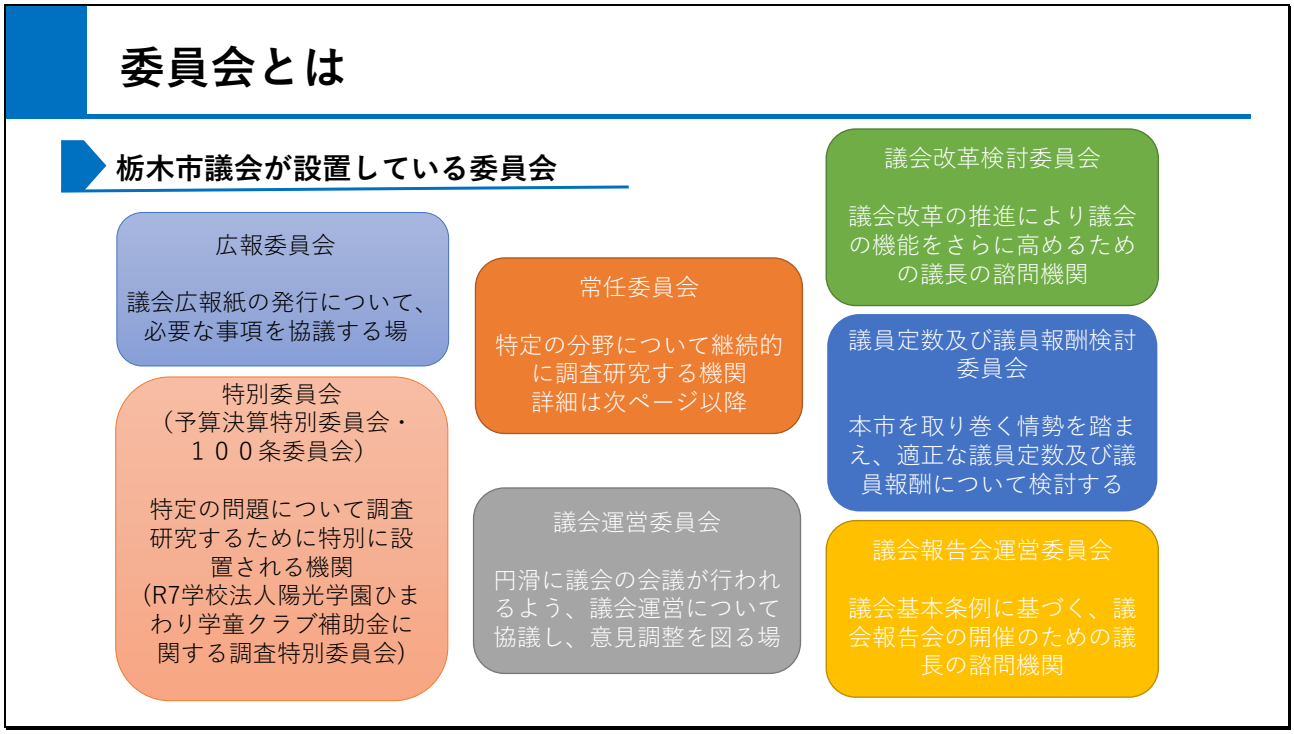

議会運営委員会

委員会は、選任された議員の集まりで、市の事務を分野ごとに分けたり、特定の目的をもって設置したり、それぞれ専門的な審査などを行う会議です。

つづいて、議会活動である本会議と委員会について説明します。

まず、本会議とは市民の方が想像する議会であり、議員全員が議場に集まり、提案・質問・討議をした上で、議会としての意思決定を行う会議です。

また、委員会は選任された議員の集まりで、市の事務を分野ごとに分けたり、特定の目的をもって設置したり、それぞれ専門的な審査などを行う会議です。



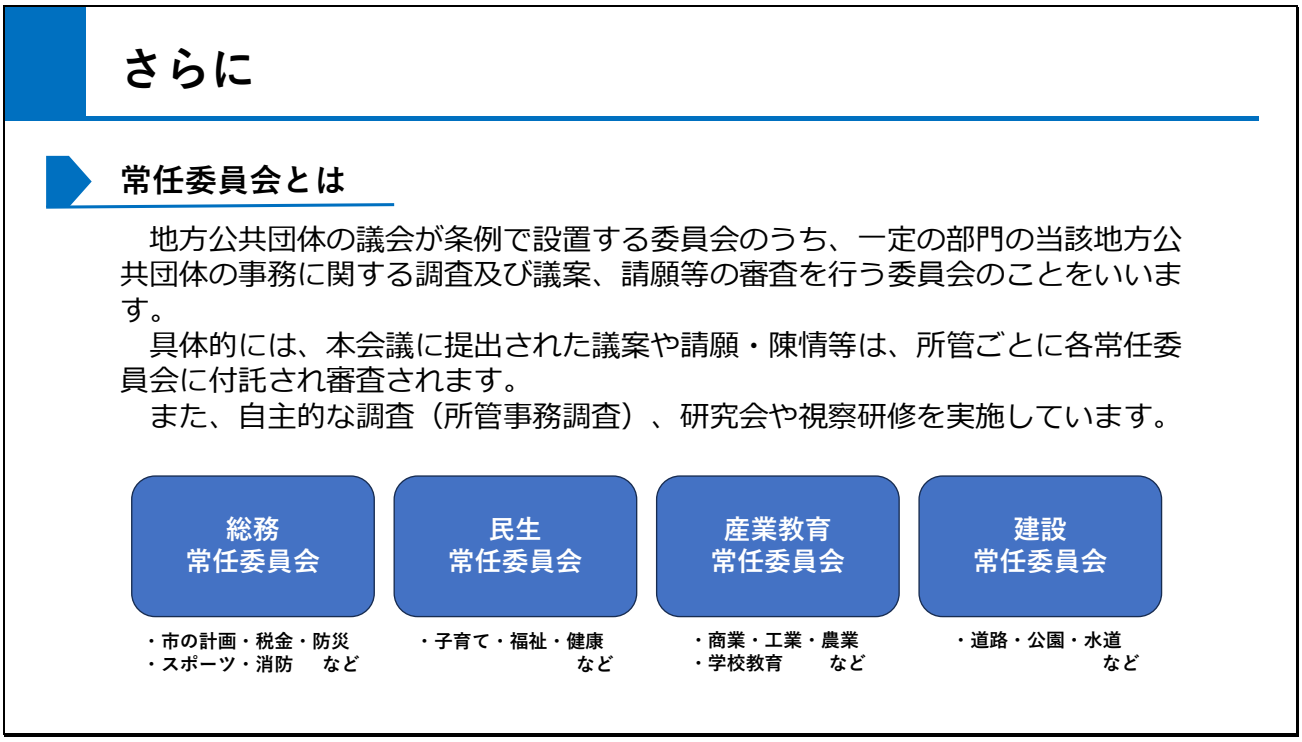
次に、栃木市で設置している委員会をご紹介します。

一つ目として今回のテーマである常任委員会、これは特定の分野について継続的に調査研究する機関です。

その他、議会運営委員会、議会報告会運営委員会、議員定数及び議員報酬検討委員会、議会改革検討委員会、広報委員会があります。

さらに、予算決算の審査を行う予算決算特別委員会や特定の問題について調査研究するために特別に設置される機関として特別委員会があり、令和７年には学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を設置しました。

次のページでは、常任委員会について詳しく説明いたします。



常任委員会とは、議会が条例で設置する委員会のうち、特定の分野の事務に関する調査及び議案、請願等の審査を行う委員会です。

具体的には、本会議に提出された議案や請願・陳情等は所管ごとに各常任委員会に付託され審査されます。

また、自主的な調査、研究会や視察研修なども行っています。

栃木市では、総務・民生・産業教育・建設の４つの常任委員会を設置しています。

それでは、各常任委員会の担当する分野について説明いたします。

総務常任委員会とは

担当する分野	所管部署
市政運営・行財政改革・広報、広聴・デジタルDX・防災	総合政策部
職員人事・入札、契約・庁舎、財産管理・財政・税金	経営管理部
地域振興・移住、定住促進・地域づくり推進・公民館・伝建地区・スポーツ・渡良瀬遊水地	地域振興課
消防・救急・消防団	消防本部
会計・資金運用・決算調製	会計課
選挙・選挙啓発	選挙管理委員会
監査	監査事務局
他に属さないもの	

まず、総務常任委員会です。

担当する分野は、市政運営、広報広聴、防災など総合政策部が所管する分野をはじめとし、職員人事、地域振興、消防・救急、会計、選挙、監査と幅広い分野を担当しています。

民生常任委員会とは

担当する分野	所管部署
戸籍等証明書・消費生活・公共交通・交通安全・国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・環境保全・一般廃棄物・人権	生活環境部
生活保護・障がい福祉・高齢福祉・介護認定・地域包括ケア・健康増進	保健福祉部
子育て支援・妊産婦支援・保育、児童福祉	こども未来部

つづいて、民生常任委員会です。

担当する分野は、皆様の生活に密着した分野となっており、戸籍等証明書、公共交通、国民健康保険、環境保全など生活環境部が所管する分野、障がい福祉・高齢福祉・健康増進など保健福祉部が所管する分野と
子育て支援、保育、児童福祉など、こども未来部が所管する分野となっています。

産業教育常任委員会・建設常任委員会とは

産業教育常任委員会

担当する分野	所管部署
商工・観光・農業、農林振興・産業団地	産業振興部
教育政策・学校教育・学校施設・生涯学習・文化・美術館	教育委員会事務局
農業者年金・農地法事務・農地転用	農業委員会

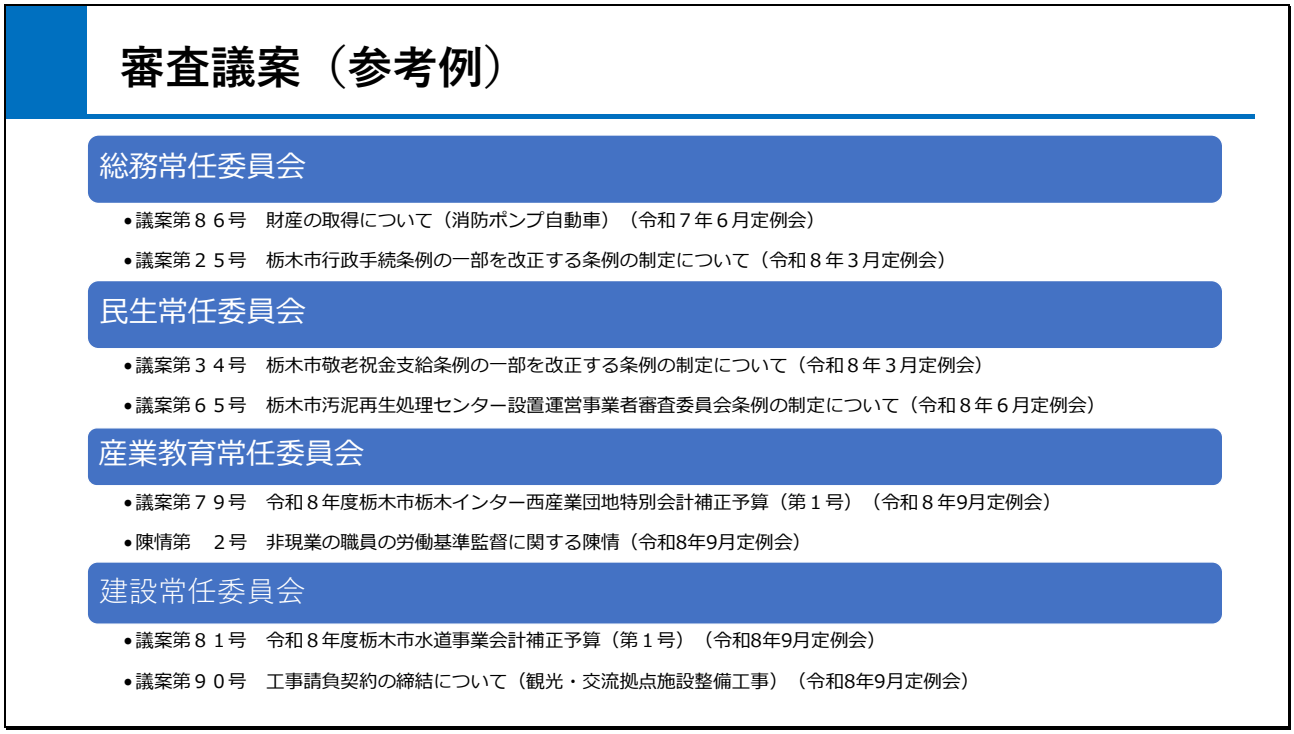
建設常任委員会

担当する分野	所管部署
道路・河川・治水・都市計画・開発・公園・市営住宅・建築確認	都市建設部
水道、下水道施設施工、維持管理・料金出納	上下水道局

つづいて、産業教育常任委員会です。

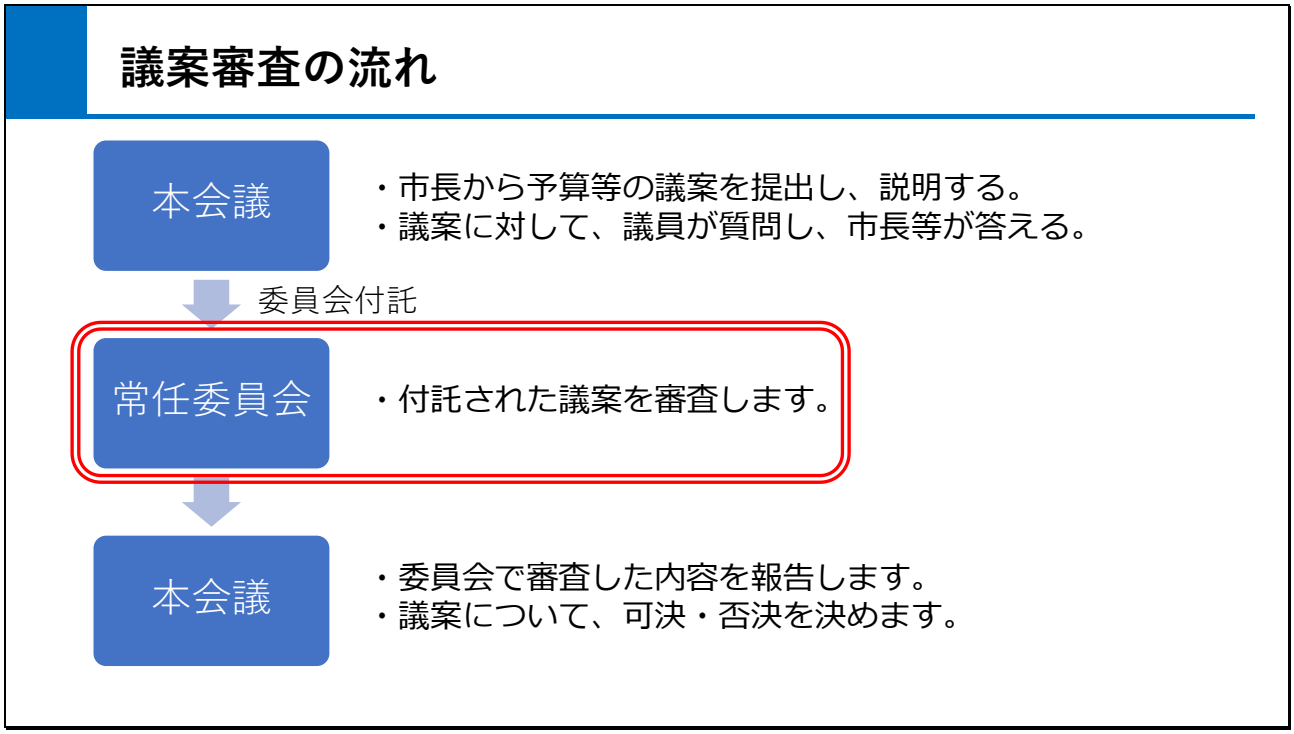
担当する分野は、商工・観光、農業振興など産業振興部が所管する分野、教育政策、学校教育、生涯学習や文化など教育委員会が所管する分野と農地法事務や農地転用など農業委員会が所管する分野となっています。

建設常任委員会は、道路・河川、都市計画など都市建設部が所管する分野と上下水道施設施工、維持管理や料金出納など上下水道局の所管する分野を担当しています。



各常任委員会で審査している議案の一例です。

定例会や臨時会において、各常任委員会では所管分野の財産の取得、条例の改正や補正予算などの議案について審査しています。

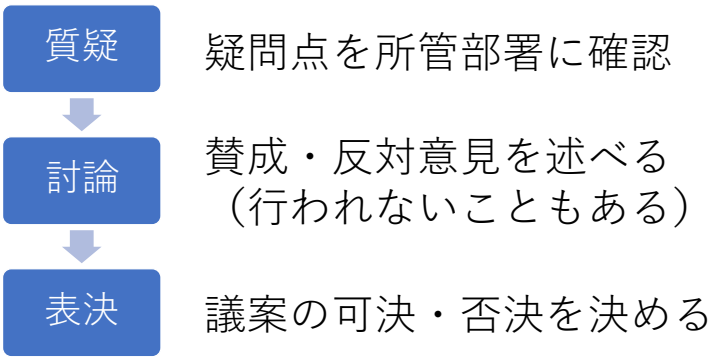


まず、議案の審査のおおまかな流れを説明します。
本会議において、市長から提出された議案に対し、議員が質問し市長等が答弁します。
その後、議案ごとに担当する常任委員会へ付託され、常任委員会で審査されます。
常任委員会で審査されたのち、本会議で各常任委員会の委員長よりその審査の内容を報告し、議員全員で可決・否決を決定します。
次に常任委員会での審査の過程を説明します。

審査内容（各常任委員会共通）

具体的には

・付託された議案一つずつに対し



各常任委員会における議案に対する審査の流れは、
付託された議案一つずつを、議題とし、
まず疑問点を所管部署に確認する質疑を行い、
次に、議案に対し賛成なのか、反対なのか意見を述べる討論を経て、
最後に表決を行い、議案の可決・否決を決定します。

その後

◕各常任委員会の審査内容は、本会議最終日に委員長から

ら報告された後、各議案について本会議で採決されます。

各常任委員会で、審議された議案は先ほどの説明のとおり、
本会議において各常任委員長から報告され、議員全員で可決。否決を決定します。

以上が、議案の審査における常任委員会の役割となります。

その他の活動

所管事務調査と常任委員研究会

所管事務調査とは・・・委員会が自主的にその委員会が所管する事務について行う調査

令和７年度に行われた所管事務調査
【民生常任委員会】放課後児童健全育成事業（学童保育）における実態調査
【産業教育常任委員会】市民農園閉鎖に伴う当該土地返還の経緯及び
農地法第５条第１項による農地転用の実態調査

常任委員研究会とは・・・委員が自主的に行う調査活動

令和７年度に行われた常任委員研究会
【総務常任委員研究会】公共施設のあり方ガイドライン及び公共施設適正配置計画
【建設常任委員研究会】栃木市の水道広域化に向けた取り組みの進捗状況
有収率の改善に向けたＡＩ診断の結果
栃木市全体の下水道事業計画の進捗状況

最後に、その他常任委員会の活動である所管事務調査と常任委員研究会について紹介します。

まず、所管事務調査とは、地方自治法に定められた調査権に基づき、委員会が自主的に所管する事務について行う調査であり、令和７年度には、民生常任委員会で放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育における実態調査を、産業教育常任委員会では、市民農園閉鎖に伴う当該土地返還の経緯及び農地法第５条第１項による農地転用の実態調査が行なわれました。

また、常任委員研究会とは、各常任委員会の委員が自主的に行う調査活動であり、令和７年度には、総務常任委員研究会では、公共施設のあり方ガイドライン及び公共施設適正配置計画について、所管部署より説明を受け、建設常任委員研究会では、栃木市の水道広域化に向けた取組、有収率の改善に向けたAI診断の結果、栃木市全体の下水道事業計画の進捗状況について、所管部署より説明を受け、各種事業への理解を深める活動も行っています。

以上が栃木市議会常任委員会の説明となります。

議員研究会

作　成　担　当　委　員



岩崎　洋則　議員



石川　悦史　議員

はじめに

議員研究会とは

栃木市議会会議規則第１５９条（抜粋）
地方自治法第１００条第１２項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設ける。
とされており、議案・事務事業等の調査又は研究を行うため、「議員研究会」を開催している。

はじめに、議員研究会とは、地方自治法の規定において、議案の審査または議会の運営に関し協議又は調整を行う場を設ける、とされており、栃木市議会では、議案や事務事業等の調査、研究を行うため「議員研究会」を開催しています。

効果

議員研究会は議員全員が、議会へ提出する議案や計画、事業の実施方針について、所管部署より説明を受け、質疑や要望を行うものであり、事前に説明を受けることで議案等に対する理解を深めることができ、また質問したり要望をすることで、政策形成段階で議会の意見を反映させることが期待できる。



議員研究会は、議案等について事前に説明を受けることで、理解を深めることができ、また政策形成段階で議会の意見を反映させることが期待できます。

議員研究会開催状況

過去10年の状況	
	開催回数
平成28年	13
平成29年	13
平成30年	21
令和元年 (平成31年)	16
令和2年	19
令和3年	18
令和4年	16
令和5年	17
令和6年	20
令和7年	18

令和7年度開催状況			
	案件数		案件数
第1回	3	第10回	5
第2回	1	第11回	4
第3回	5	第12回	1
第4回	2	第13回	2
第5回	1	第14回	1
第6回	4	第15回	2
第7回	1	第16回	3
第8回	1	第17回	1
第9回	2	第18回	3
令和7年度取扱件数			42

ご覧の表は議員研究会の開催状況です。過去１０年間で延べ171回、年平均約17回開催しており、令和７年度の例では、１回当たり1件から5件の案件を扱っております。

令和７年度取扱案件について

計画策定に係る案件（１４件）は、計画の素案の段階で内容の説明を受け、質疑・要望を行い計画内容へ反映させた。

（例）・栃木市観光・交流施設整備基本計画の策定について
・栃木市多文化共生推進プラン（素案）及びパブリックコメントの実施について
・小学校屋内運動場空調設備整備計画の策定について　など

政策・事業に係る案件（１５件）は、政策実施前の段階で政策内容の説明を受け、質疑・要望を行い政策実施の際に反映させた。

（例）・令和７年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和７年度国補正分）
・企業版ふるさと納税を活用した産学官連携プロジェクト研究事業等報告及び本市における事業化等について　など

令和７年度の案件のうち、計画策定に係る案件は１４件、政策や事業に係る案件は１５件となっており、計画や政策等の形成段階において、質疑や要望を行い計画内容や政策実施に反映させることができました。

このように、議員研究会を開催することで政策等の形成段階において、議会の意見を反映させ、より良い政策となるよう努めています。

議会改革の歩み

作　成　担　当　委　員



大谷　好一　議員



永島　勝　議員

はじめに

議会改革は議会の使命のひとつ

議会基本条例第２条第７項

議会は、市民に信頼される議会を目指し、議会改革を推進しなければならない。

⇒　そのため市議会では、「議会改革検討委員会」を設置し、議会改革を進めています。

はじめに、議会改革とは議会基本条例に定められているように、議会は議会改革を行うことが使命となっています。

そのため栃木市議会では、「議会改革検討委員会」を設置し、議会改革を進めています。

これまで

議会改革の歩み

栃木市議会では合併後の平成２２年度の第１期から、令和７年度までの第８期に渡り、議会改革検討委員会を設置し、これまでに多くの議会改革に取り組んできました。

これまでの取組のうち代表的なもの

・本会議のインターネットライブ配信
・議員用タブレット端末導入
・予算・決算特別委員会の設置

その他の議会改革

・議員定数の変遷

これまで、栃木市議会では合併後の平成２２年度を第１期とし、令和７年度まで１６年８期に渡り、都度議会改革検討委員会を設置し、議会改革に取り組んでまいりました。

今回はこれまで行った議会改革の取り組みのうち、代表的なものとして、本会議のインターネットライブ配信、議員用タブレット端末導入、予算・決算特別委員会の設置の、３点について概要を説明します。

併せて、その他の議会改革として、議員定数の変遷についてもご紹介いたします。

本会議のインターネットライブ配信

開始時期　平成２４年１２月定例会

配信方法　ユーストリーム（動画配信サービス）
→ユーストリームのサービス終了に伴い、
平成３０年９月定例会よりYouTubeに切り替え

配信内容　本会議のライブ配信



その他本会議の放映状況
・ケーブルテレビ（生中継）
・録画配信を実施。

１点目の「本会議のインターネットライブ配信」については、平成２４年１２月の定例会より動画配信サービスを利用し、本会議のライブ配信を開始いたしました。

ライブ配信を開始することで、ケーブルテレビでの生中継やホームページでの録画配信など、様々な媒体で本会議の映像の配信が可能となりました。

これにより、市民等が議会へ興味を持っていただくきっかけとしたいと考えています。

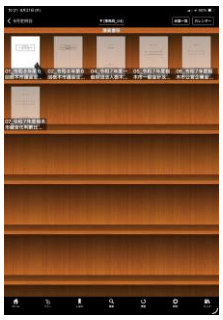
タブレット端末導入

導入時期　平成２８年５月
（現在、県内１４市すべてで導入済み）

目　的　・スピーディな情報伝達と情報の共有化による効率的な議会運営
・ペーパーレス化を中心とした議会事務の簡素化と経費削減

効　果　・クラウド文書共有システムを利用することにより、紙の会議資料の削減ができた。
・カレンダーの共有化により、会議開催日程の確認が可能となった。
・会議中でも過去の資料や法令・制度の確認ができ、外での議員活動でも現場の写真撮影、執行部等への情報伝達をスピーディに行うことが可能となった。
・会議通知等をメール配信することで、ペーパーレス化の推進と事務の省力化を実現した。

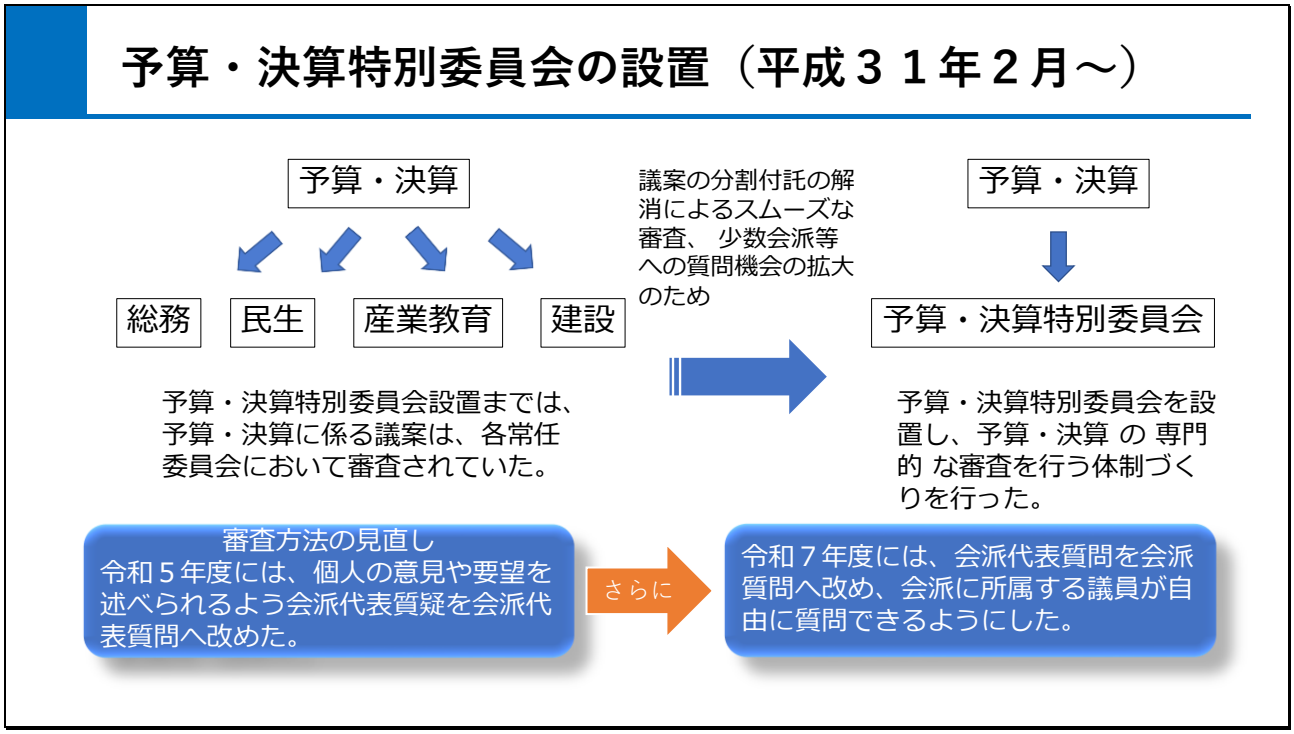




つづいて、タブレット端末の導入についてです。

栃木市議会では、スピーディな情報伝達と情報の共有化による効率的な議会運営とペーパーレス化を中心とした議会事務の簡素化と経費削減を目的とし、平成２８年５月に議員用のタブレット端末を導入いたしました。

タブレット端末の導入により、文書共有システムの利用による紙の資料の削減、カレンダー利用による会議日程の確認、会議中における過去の資料、法令や制度の確認、会議通知のメール配信によるペーパーレス化の推進と事務の省力化が実現できました。



つづいて、予算・決算特別委員会の設置についてです。

以前の栃木市では、予算・決算に関わる議案は、他の議案と同様に所管ごとに常任委員会へ付託され、各常任委員会で審査されていました。

議案の分割付託の解消によるスムーズな審査と少数会派等の議案に対する質問機会の拡大のため、予算・決算特別委員会を設置し、より専門的な審査を行う体制づくりを行いました。

以後、予算・決算特別委員会において審査を実施していく中で、適宜見直しを行い、令和５年6月には、それまで決算特別委員会なら決算に、予算特別委員会であれば予算に関する会派代表質疑を行っていましたが、個人の意見や要望などを述べられるよう、会派代表質疑を「会派代表質問」に改めました。

さらに、令和7年度には会派代表質問を会派質問へ改め、会派に所属する議員が自由に質問できるようにしました。

議員定数の変遷（合併以降）

合併前	1市3町合併時 （H22.3）	西方町合併時 （H23.10）	岩舟町合併時 （H26.4）	新生栃木市 (H30.4)	栃木市 (R4.4)
議員定数	３１名	３４名	３４名	３０名	２８名
旧栃木市 20名 大 平 町 18名 藤 岡 町 14名 都 賀 町 14名 計 66名	栃木地域 15名 大平地域 7名 藤岡地域 5名 都賀地域 4名	栃木地域 15名 大平地域 7名 藤岡地域 5名 都賀地域 4名	栃木地域 大平地域 藤岡地域 都賀地域 西方地域 30名	栃木地域 大平地域 藤岡地域 都賀地域 西方地域 岩舟地域 30名	栃木地域 大平地域 藤岡地域 都賀地域 西方地域 岩舟地域 28名
西 方 町 10名	→	西方地域 3名			
岩 舟 町 14名	→	→	岩舟地域4名		
増減数	▲ ３５名 （66名－31名）	▲ ７名 （41名－34名）	▲ １４名 （48名－34名）	▲ ４名 （34名－30名）	▲ ２名 （30名－28名）

最後に、合併以降の議員定数の変遷について説明いたします。

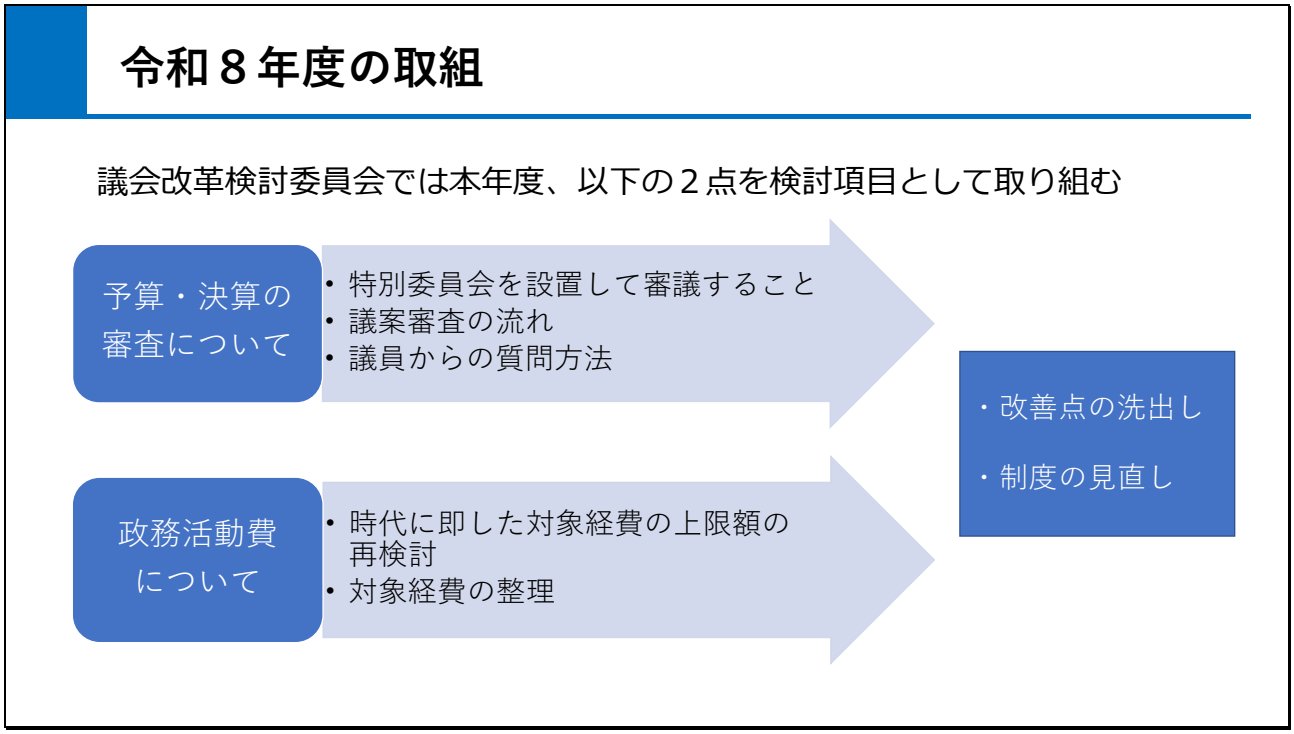
議員定数の検討につきましては、議会改革検討委員会での取組ではありませんが、議会改革のひとつとしてご紹介いたします。

本市議会の議員定数については、平成２２年３月の１市３町の合併により３１名でスタートし、平成２３年１０月の西方町との合併、平成２６年４月の岩舟町との合併において、選挙区の設定や定数の見直しを行いました。

平成３０年４月の任期満了に伴う選挙では、選挙区を廃止し、市全域を１つの区域として３０名の定数といたしました。

また、令和２年３月に、議員定数を３０名から２８名に改め、令和４年４月及び令和８年４月に任期満了に伴う選挙を実施いたしました。

なお、議員報酬につきましては、１市３町の合併以降変更はありません。



つづいて、議会改革検討委員会の令和８年度の取組をご紹介します。

１点目に予算・決算の審査方法について、特別委員会を設置して審議を行うこと、議案審査の流れや議員からの質問方法を、

２点目に、政務活動費について、時代に即した対象経費の上限額の再検討や対象経費の整理などについて、改善点の洗出しや制度の見直しを進めております。

このように議会改革検討委員会では、議会の様々な制度について、改善や見直しができないか検討を行い、より良い議会運営を目指しています。

おわりに

栃木市議会は本会議や常任委員会をはじめとする
各種議会活動や日々の議員活動を通じ、
栃木市の市政発展のため尽力いたします。

栃木市議会

以上が、議会・議員活動についての報告となります。
栃木市議会は、各種議会活動や議員活動を通じ、市政発展に尽力しています。

令和８年度栃木市議会報告会資料
公開日：令和８年１１月２日
作成者：栃木市議会　議会報告会運営委員会
問い合わせ先
栃木市議会事務局　議事課　議事調査係
TEL：０２８２－２１－２５０５